２０１２年　県議会１２月定例会

渡辺ゆり子県議
予算特別委員会質問

（大要）

2012 年 12 月

日本共産党山形県議会議員事務所

【 質問項目 】

1. TPP 環太平洋連携協定について..... 3

2. 電機産業の大企業を中心とした大規模なリストラについて..... 5

3. 雇用基金の動向について..... 6

4. 子育て支援医療制度について..... 7

5. 赤倉温泉地域の内水対策について 8

6. 最上小国川ダムにかかる漁業権の強制収用について 10

7. 就学援助制度について 11

8. 避難者の就学援助制度について..... 12

9. 算数・数学コンテストについて..... 13

※本文は 2012 年 12 月 12 日に渡辺ゆり子県議が山形県議会予算特別委員会で質問した大要です。

1．TPP 環太平洋連携協定について

渡辺ゆり子委員

日本共産党の渡辺ゆり子です。

早速質問に入ります。最初に TPP 環太平洋連携協定について取り上げます。野田首相は TPP に関し「課題を乗り越えるべく日米間で協議を加速していきたい」と踏み込んだ発言を行いました。

TPP の最大の特徴は、農産物を含む物産品などの貿易で関税の全面的撤廃を原則にしていることです。さらに金融、保険、公共事業、労働者の移動など国民生活や社会を守るために設けられている制度や仕組みを「非関税障壁だ」として撤廃・緩和をめざしています。各分野に影響があるため TPP 交渉参加反対の運動も広がっています。

11 月 25 日には、県医師会や看護協会など 5 団体で構成する”やまがた県民医療推進協議会”が「医療の格差に繋がる TPP 交渉への参加反対」を含む決議を行いました。また、同 29 日には農業関係だけでなく、商工業者や建設業者、消費者など幅広い 1800 人の参加者で「TPP 交渉参加断固阻止」山形県民緊急集会が開かれ、私も参加しました。集会ではアメリカが TPP のモデルとしている韓米 FTA の現状を調査した報告や懸念が出されました。特に「毒素条項」といわれる ISD 条項、投資家が政府を訴え損害賠償請求できることに反発が強まっていると指摘がありました。例えば、学校給食で地産地消を実施したり、遺伝子組換え食品を扱わないことを促進することは「自由貿易に反している」と米国企業から提訴される可能性があると懸念が表明されました。自治体のあり方や施策に大きな影響を及ぼすものと思いますが、ISD 条項の自治体への影響をどのように認識していますか。企画振興部長のお考えをお聞きしたいと思います。

企画振興部長

ISD 条項の自治体への影響とのことであります。投資家と国家との紛争に関する解決手続き、TPP 協定交渉の中では、投資の分野でこの手続きの導入が論点になっていると言われています。ISD 手続きにつきましては、申し上げたような投資家と国家で紛争が起きた場合に、投資家が投資受入国の司法手続きによらずに、国際仲裁などを通じて紛争を解決する手続きとのことです。海外で活動する日本企業を保護するために有効であるとされ、日本が締結した投資協定や EPA のほとんどでこの手続きを導入しているとのことでございます。この制度に関しては吉村知事が政府に行いました外国人の投資家が訴えることで日本の国内制度を変更させられるなど国家主権に影響が及ぶのではないかとの質問に対し、政府からの回答として「国家と投資家の間の ISD 手続きによりわが国の国内法令が、協定違反とされ、その結果、国内法令等の変更を余儀なくされると想定されない」と回答されております。ただ同じ回答の中で、現在の所、ISD 手続きについては乱用の防止や投資の保護と国家の規制権限のバランスを保つための規定やその適用範囲についても議論が続いているとの記述もございます。つまりハッキリしない部分もございます。また、全国知事会において、TPP 全般に関する詳細な質問が行われておりますが、政府からは未だ回答がなく、ISD 手続きを導入することについて十分な判断材料が提供されているとは言いがたい状況であると考えています。このため、この手続きの導入が自治体に及ぼす影響を分析することは現時点では困難であると考えております。

渡辺委員

ISD 条項について議論をされている途中であるとか、その中身、国家主権を侵害するでないかとの質問に対しての政府の考え方が述べられましたけれども、実例として、アメリカの企業がメキシコ政府を提訴したとの実例があります。これは廃棄物処理の建設について環境保護の立場から拒否をした地元自治体の規制があったわけですけれども、それに対してアメリカの企業が 12 億円の損害賠償請求を行ったと。韓米 FTA の報告が 11 月 29 日の集会であったと話をしましたけれども、集会当日の日本農業新聞にはアメリカの不動産専用ファンドが韓国を提訴したと、韓国ではいよいよ ISD 条項の被害が出てくるのではないかとの恐れが高まっていると報道されています。これは現段階で不透明だとのことですけれども、21 分野の中に入っていて、しかも、日本でも確保したい権益として、載せたいといっている。しかし、事例としてあげたように、これは自治体のあり方にとっても大きな影響を及ぼすのではないかと考えられます。実際事実としてそういったことがある。

今もニュージーランドで TPP の 15 回の交渉が行われていますが、秘密交渉だと言われています。この間、県が情報提供を求めたと思いますが、どのような対応になっていますか。

企画振興部長

加盟国間の交渉の状況については、基本的には国を通じて情報収集している状況です。ニュージーランドの交渉の状況については、現在の所、入手していません。

渡辺委員

これは国会でも総理自身が認められていることですけれども、交渉内容は発行後 4 年間公表しないとなっている。事前との形で、各国間の協議、日本とアメリカと様々な国であるとか、様々な協議が進められ実質的に、BSE の輸入牛肉の規制緩和こういった方向に進みつつある危険性があると思います。

TPP 交渉に関しては、知事も様々な発言をしていますが、あらためて知事にお伺いしたいと思いますが、今年 3 月県の主催で内閣官房による説明会が行われました。その中でも多くの方から、事前に意見が寄せられています。「食料自給率５０％を目指す政策とのどう整合性を取れるのか」とか「地域経済を崩壊に導く可能性のある協定には反対です･･･豊かな郷土作りに英知を発揮しようとしている山形県が協定参加で努力も無になることが予想されます」、それらは説明会で解消されるどころかさらに各分野に広がっています。また、被災地の震災復興に欠かせない地域コミュニティや農林漁業の再建にも大打撃を与えるものと思うものです。TPP 交渉参加に断固反対すべきと思いますが、あらためて知事の考えをお聞きしたいと思います。

吉村知事

TPP 協定は輸入関税撤廃だけでなく、金融サービス、保険サービス、労働など多くの交渉分野があり、その影響は、わが国の産業経済から国民のくらしまで極めて広範に及ぶものでございます。輸入品の関税が撤廃されれば、県産農林水産物の多くが安価な海外産にシェアを奪われたり、高品質な米や牛肉であっても、価格が大きく下落したりするなど県内の農林水産業が大変大きな深刻な打撃を受けることを危惧しております。また、影響は農林水産業にとどまらないと思っておりまして、本県の主要な産業の一つであります食品製造業、小売、卸売業など、地域の関連産業にも及びます。雇用問題に発展すると思います。地域経済、全体や県民生活が混乱して、衰退してしまうの

ではないかと懸念しているところでございます。このような事から私はこれまでも、TPP 交渉への参加については国民に十分な情報開示を行って、国民各層の意見をしっかりと捕らえ広く国民の理解と合意が得られるように慎重に検討すべきだことを全国知事会をはじめとして、様々な機会を捉えて再三にわたり提言してきたわけでございます。しかしながら、TPP 協定に私から政府に行った質問には回答があったのですが、全国知事会が政府に求めた質問については、未だ回答が得られていない状況でございます。政府が示されている資料を見ましても、TPP 協定に関する国民的懸念を払拭するにも、TPP 交渉の是非を判断するにも到底、十分なものとはいえないと思っております。

現在の衆議院選挙におきましても、TPP 交渉参加の是非が大きな争点となっておりますが、私は国民が的確に判断できない、判断を出来るだけの材料が絶対的に不足していると考えております。TPP 交渉参加の是非を判断するには、国民に十分な情報提供を行った上で、十分な国民的議論を経ることが不可欠であると思います。

TPP 協定に対する強い懸念がある上に、政府から十分な情報提供がされていない現段階におきましてわが国は TPP 交渉に参加表明すべきでないと思っております。

渡辺委員

今の TPP 交渉参加すべきでない立場を堅持して山形県の地域経済を守っていただきたいと重ねて述べておきます。

2. 電機産業の大企業を中心とした大規模なリストラについて

渡辺委員

次に雇用対策について取り上げます。

全国的に電機産業の大企業を中心に 13 万人を超えるリストラが進められています。

県内でも半導体の大手のルネサスや照明機器製造の東芝ライテックなどが工場の閉鎖・撤退を公表し希望退職も募っております。しかし、対応迫られるのは地方自治体、影響を受けるのは地域経済ですけれども、この度の工場撤退の話では、突然のことだったと自治体の話も聞こえてきます。

事前に関係自治体に、地域経済に大きな影響を与えるわけですから、そういったことが必要ではないかとおもいますが、本社への要請も行かれた商工労働観光部長にお伺いしたいと思います。

商工労働観光部長

工場の閉鎖や人員削減に関する情報提供についてのご質問でありますけれども、そもそも企業の投資とか人員削減の計画は、企業価値や経営に直結する非常に重要な企業の機密情報の一つでありまして、企業内部において慎重に取り扱われているものであります。一方で工場の閉鎖や大規模な人的合理化は地域経済や雇用に大きな影響があるものと考えております。

県としては、企業振興公社など関係機関と連携するとともに定期的に実施している企業動向調査ですとか、本県に進出した企業で組織する新企業懇話会の場を活用しまして、常日頃から、進出企業の動向などの情報収集に努めております。また、地域経済に大きな影響を及ぼすような大規模な雇用調整などについては、労働局や市町村などと連携しまして、情報収集を行い再就職など必要な支援に取り組んでいるところであります。今後とも我々としましては、工場再編或いは、雇用調整など重要な情報については、迅速な把握に努め、適正に対応してまいりたいと考えています。

渡辺委員

地域経済に大きな影響を及ぼすわけですから、大企業は社会的責任を果たして地域経済を守る立場で社会貢献をしていただきたいと思います。

3. 雇用基金の動向について

渡辺委員

雇用基金終了後の動向とその対応についてお聞きしたいと思います。リーマンショック後、雇用が極端に悪化し、経済対策や雇用対策がとられました。効果が出てくるかと思われた時に大震災、原発事故があり、先行きは未だ不透明です。県としては、この間雇用 1 万人プランをはじめてとして、現在まで雇用基金を活用して雇用創出に力を入れてきましたけれども、「雇用基金は今年度で終了するのではないか。その後はどうなるのか」との不安の声も聞かれます。11 月 30 日閣議決定で国の経済対策第 2 弾において、予備費活用の雇用基金積み増しが図られるとして、10 日の県緊急雇用対策本部会議でも協議されたと聞いていますが、配分額が決まったのでしょうか。また、来年度概算要求でも雇用基金積み増しの動きがあるということですが、これら雇用基金を活用した国の動向と県の対応、県としてどう雇用対策を行っていくのか。これらについてまずお聞きをしたいと思います。雇用基金を活用した事業については、市町村や特に教育現場などで補助員や支援員、相談員など名前は様々ですけれども、必要だから続けてほしいとの声があることを述べておきます。

また、震災・原発事故発生後、避難生活を送っている方が 1 万人を超えています。アンケートでも生活資金が厳しいことを訴えています。これまで基金活用して避難者支援に関する雇用、避難者の雇用を図ってきました。昨年は 243 人、今年度は 9 月末までに、214 人の避難者雇用を行っているとのことですけれども、引き続き雇用支援を求める声がありますけれども、これに応えるべきだと思います。合わせて商工労働観光部長にお聞きしたいと思います。

商工労働観光部長

まず、雇用基金の動向でありますけれども、市町村からの要望や 1 万人を超える震災避難者を受け入れていること、雇用情勢が未だ回復途上にあることなどを踏まえて、7 月国の政策等に対する提案におきまして、事業の継続等を求めたところであります。

その後、県が 10 月に行った震災避難者に対するアンケート結果、これを踏まえた継続的な雇用支援の必要性、また製造業を中心とした大規模な雇用調整が行われているとの雇用情勢、これらを踏まえまして 11 月にあらためて、国の平成 25 年度予算概算要求において雇用基金の積み増しと事業実施期間の延長方針が示された震災等緊急雇用対応事業の本県への配分と追加の経済対策などでの対応を国に提案してまいりました。

こうした中、国では 11 月末に経済対策第二弾、これを閣議決定しまして、重点分野雇用創出事業にかかる雇用基金の積み増しと実施期間の来年度末までの延長、これを図ったところでありまして、本県は 17 億 4 千万円の配分がありました。この通知があったところであります。これを踏まえまして、本定例会に提案している雇用創出事業の追加とあわせまして、介護・医療・農林水産・環境エネルギー・観光・ものづくり産業など、今後成長が見込まれる分野を中心に切れ目のない就業機会の創出に取り組んでいくこととしております。

また、避難者の雇用支援について質問をいただきましたが、雇用基金を活用しまして市町村と連携しながら避難者の雇用創出に現在取り組んでいるところであります。避難者アンケートによりますと、県内で求職や転職を希望する避難者のうち正規雇用を求めている方が約 3 分の 1、臨時的な仕事を求めている方が約３分の 2 の状況でありまして、それぞれのニーズにあわした決め細やかな雇用支援が必要であると考えておりますけれども、特に臨時的な雇用を求めている避難者が多いということであります。この背景には避難世帯のうち約 4 割が母親と子どもでの避難ということが考えられます。そのため、臨時的な雇用創出が有効であります雇用基金事業におきまして、引き続き可能な限りで短い就業時間、短い就業期間の提供に配慮しながら、雇用の場の創出に努めてまいります。さらに就職に関する情報が少ないとの声も聞かれますので避難者向けのメールマガジンを活用しましてハローワークの求職情報や県が行う内職情報の提供サイトへの誘導をはかるなど情報提供の充実に図ってまいります。

県といたしましては引き続き労働局など関係機関と連携し、長期化に伴う避難者ニーズの変化などにも的確に対応しながら、安心した避難生活を送ることが出来るよう避難者の雇用確保に取り組んでまいります。

渡辺委員

今答弁いただきましたように雇用基金がこれまでも活用されて、課題はあるにしても一定雇用が確保され、避難者の方々が助かった現状があるわけです。予備費活用で 17 億余の配分額が決まったとのことで、来年度もそれと合わせて、残っている分で雇用が確保されることは一定程度、県の雇用対策について、前向きの方向が出来てきたと。それだけでは先行き不透明で、国への財源確保、新年度になるかと思いますけれども、それも含めて、全体の安定雇用とニーズにあった雇用対策にいっそう力を入れていただきたいと思っています。

4. 子育て支援医療制度について

渡辺委員

次に、子育て支援医療について、２月定例会に引き続き質問します。今年度の所得制限の撤廃は一定評価しますけれども、現在県の子育て支援医療給付、入院は小 6 まで、通院が就学前となっています。県内とそれぞれの自治体で子育て支援対策として前進させてきていますが、独自に中学 3 年まで実施している自治体が今年度１８自治体となり、過半数を超えました。また、県としても福島県が 18 歳まで対象年齢を引き上げ、秋田県は所得制限はつきながら、通院入院とも小 6 までと対象年齢を拡大しました。どこでも住民要望が強いことのあらわれと思います。

先日、県に要請したお母さん達の声を紹介します。「小学低学年と高学年がいるが、制度のおかげで低学年は財布の心配をしなくていいので安心感がある。是非中学 3 年までやってほしい」「アトピーやアレルギー治療など長期通院の経済的負担や感染性の病気の時は兄弟で治療費がかさむ」などの声が出されています。県はこれまで国への要望とともに県独自でも現行制度まで前進させていただきましたが、今年２月の定例会では「今後、効果や費用など勘案しながら子育て支援策全体のなかで総合的に検討していく」との趣旨の答弁を、当時の部長がされていますけれども、知事として制度拡大に向けての姿勢はいかがか。姿勢をお示しいただきたい。

吉村知事

子育て支援医療につきましては、子ども達の医療を確保し、子育て世帯の経済的負担をはかるものとして少子化対策の柱の一つと思っております。このため県ではこれまで、対象年齢を段階的に引き上げる制度の拡充に努めてまいりましたが、私が知事に就任しましてからも、入院費用の助成対象を就学前の乳幼児とする県が多い中で、平成 21 年 7 月から小学校 6 年生まで拡大をいたしました。同時に本年 7 月からは対象年齢のお子さんをお持ちの全ての保護者の皆さんがこの制度の恩恵を受けられるように所得制限を撤廃しまして、制度のいっそうの充実に取り組んだことです。このような助成制度を土台として県内の各市町村はそれぞれ独自に子育て支援医療の上乗せを行っているところです。一方子育て支援医療制度につきましては、このように各都道府県、各市町村が助成の対象年齢などそれぞれ独自に設定しておりますので、それぞれ受けられるサービスが異なる状況にあるわけです。私は子育て支援医療制度は時代を担う子ども達の健やかな成長に直接関わる基本的施策であると考えていますので、基本的に国の制度として全国一律にサービスが受けられるようにすべきと考えています。この点につきましては市町村からも同様のご要望を頂いているところございまして、引き続きこのことを国に対して提案していく所存でございます。現在福島県などからの避難者のお子さん達が県内の医療機関を受診した場合、いったん窓口での負担を強いられるわけですが、このような問題を根本的に解決するためにも、全国統一の制度にしていく必要があるとの思いを強くしているところでございます。

お尋ねの助成対象年齢の更なる引き上げにつきましては、国における制度化とともに市町村や関係団体からご要望を頂いていますが、同時に働きながら安心して子育てできるための保育サービスや重度の心身障がい児への医療費の支援にも取り組んでいるところでございまして、他の子育て支援・施策等のバランス、費用対効果、さらにはご指摘のあった県内外の動向等を十分に勘案する必要もあると思います。

引き続き少子化対策全体を見据えながら総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

渡辺委員

基本的に国がやるべきは、多くの方がその通りだと、医療費は特に子育て関しては安心できる子育て基本的なところですから、ただし、そういう中で、自治体がそれぞれがんばっておられると、やはり知事として、県としてこれまで制度を前進させてきているわけですから、引き続きとおっしゃいましたが、是非、前向きに子育て世帯を応援することを、子育ての部も作った知事でありますから、子どもの施策、特に医療費の助成についての施策を前に進める立場で是非やっていただきたいことを、申し上げておきたいと思います。

5. 赤倉温泉地域の内水対策について

渡辺委員

最上小国川治水と洪水被害について、2 月定例会に続いてこれも質問したいと思います。はじめに部長にお聞きしたいと思います。最上小国川ダム建設の目的を治水として、赤倉温泉地域の洪水被害を防止するためとされています。

しかし、近年赤倉温泉地域の浸水被害の多くは川が溢れる洪水被害ではありません。低い土地や家屋に川以外から流れ込む内水被害です。河川に排水が出来ずに大雨が飲み込めなくて低いところに流れ、浸水被害をもたらしております。ですから内水被害については、ダムでは防げません。これは前回のときも申し上げましたけれども、本気で洪水被害を防止しようとするのであれば、内水対策を急がなければならないと。赤倉の地域をまわったときには、低い土地にある店とか住宅の方々が何処からか水が集まってきて浸水を繰り返している。早く対策をとってほしいと口々に語っておられました。2 月定例会の時には県土整備部長も内水対策の必要性を認めて平成 22 年度に調査を開始して、様々な手順を踏んで、今年度、内水対策に着手する予定であるとの答弁をされていますけれども、その後はどう進んでいるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

県土整備部長

赤倉地区の内水対策についてお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。赤倉地区における近年の洪水状況を見させていただきますと、平成 21 年 10 月の洪水は河川の水位の値が堤防の高さを超えていないことから、これは議員のご指摘のように内水だけによる浸水被害であると考えられ、床下浸水が３戸でございました。一方、平成 10 年 9 月の洪水は、河川の水が堤防を越えて流れていることが、当時の写真から判明できるため、内水と外水が混在した浸水被害であり、床上床下浸水合わせて、１８戸でございました。また、平成１８年１２月の洪水は、水位の値が堤防の高さを超えていることが、水位計から判明できるため、これも内水と外水が混在した浸水被害であると考えられ、床上床下浸水が合わせて８戸でございました。

このように赤倉地区における浸水被害は内水だけによるものと、内水と外水が混在したものであり、内水と外水が混在したものの方が浸水被害は大きくなっております。

ところで内水だけによる浸水被害とは雨が降った地点でそのまま湛水することによるものでございます。一方内水と外水が混在した被害は、内水に加え、上流で降った雨が河川に入り、流れてきたものが堤防を越えて流れ込み湛水することによるものでございます。従って内水と外水が混在した浸水被害に対しては、内水対策のみでは、抜本的な浸水被害の対策にならないことは明らかでございます。

つまり、赤倉地区では、内水対策を行えばダム建設が不要になるものではなく、内水対策と同時にダム建設に外水対策が必要不可欠です。尚、委員のご指摘がございましたように、赤倉地区の浸水被害には平成２１年１０月の洪水のように内水だけによるものがあることから、内水対策も必要であると考えております。

このため、外水対策も並行して赤倉地区の内水対策も取り組んでまいりました。具体的には平成２３年度に地元代表、最上町役場、最上総合支庁建設部からなる赤倉地区内水対策事業連絡調整会議を設置し、赤倉地区の右岸側における内水対策の検討を行うとともに、役割分担の調整を行いました。その結果、県は、従来は地盤の低い所に水が集まっていたものを直接河川に排出させるための水路整備を行いました。現在、このための用地取得を進めているところでございまして、用地取得が順調に進めば、その後に水路整備に着手する予定でございます。一方、赤倉地区の左岸側についても、部分的な浸水が見られますので、これは平成２５年度に連絡調整会議で必要な内水対策について検討してまいりたいと考えています。

渡辺委員

ずいぶん長々と応えていただきまして、聞かないことまで。結局は内水氾濫と外水氾濫があると。

しかし、別々に対策が必要です。そういうことです。だから並行して進めるとおっしゃっているのですけど、並行してといっても、内水についてはやっと２３年度に取りかかったばっかりです。本当に洪水被害を防止する気であれば、もっと早くに、即、すべきでした。そのことだけ申し上げておきます。あと部長いいです。

6. 最上小国川ダムにかかる漁業権の強制収用について

渡辺委員

次に最上小国川ダム建設に関して、９月定例会で草島県議の質問に答えて、部長は、最上小国川には、小国川漁協が免許を受けている漁業権があることから、権利の及ぶ最上小国川の水面部分の工事となるダムの本体工事の着手に向けて、漁業の同意が得られるよう努めていると答えて、事実上漁協の漁業権があり、ダム本体工事には漁協の同意が必要であることを認めておられます。また、漁業権の収用について、土地収用法によって必要があれば収用できると、強制収用も可能である旨を述べています。しかし、漁協は現在同意しておりません。また、最上小国川ダム工事公金支出差し止め請求の住民訴訟も起こされています。最上小国川ダム建設は現在、工事用の道路が進められ本体工事に欠かせない、転流工の工事予算が計上されていますが、漁業権者の同意が得られない現状では、河川内の工事はできません。そういう現状のまま、河川敷外の工事に着工するとお考えなのでしょうか。県民対話を大切にした吉村県政の方針に反するのではないでしょうか。一方で工事を進めながら、理解を得る話し合いを冷静に双方とも行うことは出来ないと思います。地域の当面の内水対策を急ぎながら、大水害対策をどうするか、関係者と十分に話し合って再検討行うべきと思いますけれども、間違っても強制収用、土地収用法による強制収用などはしないことを明確にしていただきたいと思いますが、知事に答弁をお願いします。

吉村知事

最上小国川ダム事業の計画にあたりましては、平成２２年度に出来るだけダムに頼らない治水との考え方に基づき、国土交通省が策定した基準に従い、ダム事業の検証にかかる検討を行いました。検討際しては、最上小国川流域の治水と活性化を考える懇談会を設置して環境・防災・観光・農林水産の各専門的観点からご意見を頂戴いたしました。また、関係地方公共団体である最上町、舟形町との検討を行う場となる最上小国川流域治水対策検討会議を設置してご意見をいただきました。こうした意見を踏まえて、県の対応方針・素案を作成したところでございます。その後、パブリックコメントの実施や流域住民への説明会を開催した上で、山形県公共事業評価監視委員会でご審議を頂き、県の対応方針を決定いたしました。治水対策案の評価に当たりましては、流水型ダム、遊水地、放水路及び河道改修の４つの案について、７つの評価項目で客観的に比較したとこであります。その結果、治水効果の発現がもっとも早くて、コストでも最も安くて、自然環境や歴史ある温泉街を現状のまま存続できるなど、地域社会の影響に関してすぐれていることから、流水型ダムに決定をいたしました。さらに、国が設置した今後の治水のあり方に関する有識者会議において、県の検討内容及び手続きが妥当であるとのご意見を頂き、これにも基づいて国土交通省が県のダム事業の継続を採択したところでございます。このように決定した流水型ダムの整備を進めるに際して、委員からご指摘のありました漁業権の収用については法的には可能でございますが、私としましては引き続き小国川漁協との関係者の皆様にたいして事業に対するご理解を得るため最大限の努力を

してまいります。県政を預かるものとして一日も早く住民の皆様の安全安心を確保することが私の責務でありますが、一方で内水面漁業の振興も重要な課題であると考えておりますので、県として地域の方々と話し合いをしながらしっかりと取り組んで参りたいと考えているところでございます。

渡辺委員

いまのお答えは、私はお聞きしたのは間違っても土地収用法の強制収用なんかすべきではないのではないかとお聞きしたのですが、関係者と話し合いを理解が得られるように話し合いを続けていくとだけです。理解を得られるまで話し合いをすると受け取ってよろしいのでしょうか。答弁そのままですけども、強制収用はできない。現状では理解が得られなければできないと。それまでは話し合いを続けていくと。そのような受け取りでよろしいでしょうか。

吉村知事

漁業権の収用というような対策は出来るだけとりたくないというのが、私の立場、考えです。

渡辺委員

そのお気持ちを大事にして絶対強制収用などの手段を取らないように申し上げておきたいと思います。

7. 就学援助制度について

渡辺委員

次の問題です。就学援助制度についてです。就学援助の制度に 2 点お聞きしたいことがあります。この就学援助制度は就学が困難な生徒さんに市町村が教育に関わる給食費であるとか、教材費、学習に関わるものを支給する制度になっています。これは市町村の事業ではあるのですけれども、憲法では教育を受ける権利と義務教育は無償とすると掲げています。教育基本法では教育の機会均等を強調していますけれども、山形県内の就学援助の動向、認定率、どうなっているのか。また、2010 年には準要保護家庭世帯の対象費目が拡大をされています。3 項目。実際に実施している自治体県内ではどのくらいになるのか。その辺について、積極的にこの就学援助の制度の活用をしていただきたとの立場から、制度の理念も含めて答弁をお願いしたいと思います。

教育長

就学援助制度の充実についてでありますけれども、まず、県内の小中学校における要保護及び準要保護に児童生徒にかかる認定及び援助の最近の傾向でありますけれども、平成 23 年度の認定者数は 6717 人、援助金額は約２億 1800 万円となっております。県内の認定者数の小中学校おける全児童生徒数に占める割合は、約７％で全国の約１６％より低くなっています。平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の伸びにつきましては、人数で約１８％、金額で３６％の伸びになっております。就学援助の理念につきましては学校教育法の第１９条経済的理由によって「就学困難と認められる学齢児童等又は学齢児童の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」を根拠としています。その根底には憲法による、先ほどありました、教育を受ける権利とか、教育基本法による機会均等の理念があると理解しているところであります。

要保護児童生徒就学援助費の援助の項目、対象項目につきましては要保護の場合には国により一定、一律に決められておりますけれども、準要保護につきましては市町村の判断によるとなっております。先ほどありました費目の拡大ですけれども、確かな数字は把握していませんけれども、市町村によりましてはクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費等の経費を拡大しているところも、県内にあるという状況であります。

渡辺委員

この就学援助の制度は、なんでこんなに聞いているかといいますと、今、子供の貧困率が日本は非常に上がって、かなりの比率で 6 人に１人が貧困、子供が貧困の状態にあると調査結果が出てきております。そのような状況の中で、全国で 2011 年は過去最高の就学援助の認定になっております。山形県でも近年、少しずつ増えていますけれども、教育の機会均等、義務教育の無償との立場から、県教委としても市町村の事業ではあるのですけれども、ともに努力をしなければならないことでお聞きをしましたので、是非、制度の活用をともに市町村と取り組んでいただきたいと申し上げておきたいと思います。

8. 避難者の就学援助制度について

渡辺委員

もう一つ、この援助制度ですけれども、被災児童の就学援助制度、これが昨年、平成 23 年度から 24 年との形で、震災原発事故で実施をされております。山形県内は全国でも避難されている方が多い訳ですけれども、問題点としてこの 23 年度は、ほとんど被災証明などで申請をされた方が認定をされました。しかし、24 年度については各自治体で対応がマチマチで昨年同様にしたところもあれば、基準を設けて所得で、山形市・米沢市などは避難者が多いわけですけれども、認定者が１/２、１/３に減ってきています。この事業は国が一般の就学援助とは別立てで、交付金を用意して、やっている事業です。やはり県に基金は積み立てられておりますので、県として来年も続くわけです。基金は 2014 年まで使用可能となっておりますけれども、矛盾の解消。避難している自治体によって違うわけです。支援の受けられる、受けられないが。県教委として制度の弾力的な運用を図るべきではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

教育長

被災者の就学援助制度の所得要件、認定要件だとおもいますけれども、所得要件につきましては、先ほどお話がありましたように昨年度は避難元の行政機能が麻痺していることから、国の指導のもと、罹災の証明書等のみで就学困難と判断し対応したところであります。今年度につきましては市町村ごとに定めている一般の準要保護児童生徒就学援助費の所得基準額と同額あるいは、準じた額としている市町村がある一方で、昨年度と同様に罹災証明書等のみで認定し、基準額を定めていない市町村もあるなど、市町村によって違いがございます。県といたしましては、被災者の認定援助にあたりましては、当該制度の趣旨、あるいは被災者の置かれた実態により配慮した所得要件などが必要であると考えているところであります。

今後、市町村への実態調査や意見交換を行い、被災児童生徒、就学援助制度がさらに活用されるように努めてまりたいと考えております。

渡辺委員

先月、公表された避難者のアンケート調査のなかでも、経済的な負担、避難されている方が訴えておりました。県全体としても、避難者支援を行っている中でも、教育分野でそういったことが必要でないかと思いますし、できる限り応える形で、支援をやるべきだと思います。一律に所得でバッサリ切るということではなく、就学困難な特に 2 重生活をされている方が多い実態が反映されるような支援を考えていただきたい。

教育委員会以外でも、私立幼稚園あいは高校生も同じような支援制度がありますので、これは他のところでも、是非、よく注意して見ていただきたいと思います。

9. 算数・数学コンテストについて

渡辺委員

問題提起として新年度に予定されている算数数学コンテスト、高校生を今年プレ大会として実施をしましたけれども、ニュースを聞かれた先生方、父母の間から非常に不安の声が出ています。特に小中学生、特に小学生の父母からは果たして子供や、親や先生の意向になってしまうのではないか。希望者がそのコンテストを受けることに関して、また、競争とかストレスとか、今でも大変なのに、コントストによってそういうことになってしまうのではないか。山形県のさんさんプランとか、命の教育、コミュニケーションを重視する、そういった方向とは違和感があるのではないか。指導要領にもないような５教振にもないような方向のコンテストでなく、別のやり方で算数数学の学力であるとか、興味関心をもたせるとか、にしていただきたいとの声がありますけれども、いかがでしょうか。

教育長

算数数学コンテストについては、算数数学の分野で興味関心が高い、お子さん、素質を持っているお子さんの可能性を引き出してあげたいとの思いで考えたところであります。改めて申し上げることもないかもしれませんが、教育する英語エデユケートと申しますけれども、その語源は引き出すという意味であります。子供の素質を引き出す、あいは子供の能力を導き出す意味合いで使われますけれども、それが本来の教育の仕事だと思いますので、興味関心が高くて恵まれている子供たちを是非、伸ばしてあげたいと思いであります。あくまで自由参加でありますので、決して、保護者の方ですとか、先生方にご負担をかけることがないように配慮してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。